# 独立行政法人国民生活センターの主要な事務 及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)の主要な事務及 び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保 を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の 軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

### 1 情報の収集・分析・提供業務の抜本的な見直し

全国消費生活情報ネットワーク・システム(以下「PIO-NET」という。)は、地方における 苦情を収集・分析するための基盤となる情報システムであるが、PIO-NETに苦情相談 情報が登録されるまでに約50日もかかっていること、登録された情報のうち緊急性の高い情報を整理した「消費生活相談緊急情報」の地方消費生活センターへの提供が月1回となっていることなどの業務実態は、情報ネットワークの基本的な機能が十分に発揮されていない状況であることを踏まえ、消費者被害の未然防止・拡大防止という国民生活センターの役割を的確に果たす観点から、例えば、PIO-NETに登録された情報の中から、警戒すべき情報をいち早く発見できるような業務の体制を構築すること、消費生活センター等への情報提供を月1回から抜本的に拡大するとともに、緊急な情報については、電子メールの活用等の手段も含め即時に行うようにすることなど、業務の在り方を抜本的に見直すものとする。

なお、これらの見直しについては、可能なものから早急に実施するとともに、PIO-NE Tシステムの設計に当たっては、抜本的なワークフロー分析等を改めて行い、業務体系を 再構築した上で、システム全体の設計を行うものとする。

#### 2 相談業務の見直し

相談業務については、直接相談を実施しつつ、専門家の活用等により地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図るものとする。

裁判外紛争解決に関連する制度の整備については、類似の業務を実施している地方公共団体、認証紛争解決事業者との関係及び役割分担、法的効果の付与の必要性、国民生活センターが対象とする紛争の範囲、国民生活センターにおける他の業務との関係を踏まえた予算や組織体制等について十分に検討した上で、所要の結論を得るものとする。

#### 3 商品テストの重点化

我が国全体として、商品にかかわる消費者被害を解決するために必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されることが重要であることにかんがみ、国民生活センターは、関係する機関との連携を強化しつつ、商品テストの企画・立案に業務を重点化するものとし、商品テストの実施に関しては、効率的な実施の観点から、積極的に外部委託を進めるものとする。あわせて、我が国全体として必要な商品テストの効率的な実施を確保する観点から、国民生活センターが、その中核的な機関として、商品テストの実施機関、実施状況等の情報を全国的に収集し、提供する役割を積極的に果たすものとする。

#### 4 研修業務の重点化等

研修業務の効果的かつ効率的な実施の観点から、消費者行政に携わる地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図るものとする。また、消費生活専門相談員資格認定制度の目的は、消費者相談に携わる相談員の能力、資質の向上を図ることであるが、一度資格を認定した後においては特段の対応が取られていない状況にあることから、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行うものとする。

研修用の宿泊施設については、稼働率が低調であることにかんがみ、相模原本部施設の有効的かつ効率的な活用の一環として、企画・管理・運営を民間競争入札の対象とするものとする。

#### 5 在り方の検討及び関係者間の連携の強化

国として消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていくなかで、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ平成19年度内に検討するものとする。

また、PIO-NETの最適化の検討に併せて、国民生活センターが担う情報の収集・分析等、相談、商品テスト等業務全般における関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たせるための情報及び組織のネットワークを確立するものとする。

# 第2 保有資産の見直し

国民生活センターが保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ①相模原本部については、行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進 を図るとともに、施設の運営について、民間競争入札の対象とし、有効活用を図る。
- ②東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方を検討する。

## 第3 その他業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

- 1 効率化目標の設定
- 一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

#### 2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、国民生活センターの給与水準(平成18年度、事務・技術職員)は、対国家公務員 指数で122.4となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準に ついて、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合 には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、そ の検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ①職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を 上回っていないか。
- ②事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者 の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

# 3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意 契約の適正化を推進するものとする。

- ①国民生活センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ②一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう、要請するものとする。